

第 1 6 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 4 年 1 1 月 1 0 日 (木) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 沼南庁舎 5 階 大会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金子	幸司	2 番	酒卷	寿雄
4 番	大宮	茂男	5 番	成嶋	君美
6 番	飯野	文夫	7 番	坂卷	洋行
8 番	石井	マサ子	9 番	岡田	英夫
1 1 番	村越	等	1 3 番	谷田	貝和代
1 4 番	平川	徹	1 6 番	山崎	明久

1 6 名中 1 2 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友野	博之	1 8 番	小川	克己
1 9 番	栗原	豊	2 0 番	染谷	織恵
2 1 番	大塚	信幸	2 2 番	豊田	佐智子
2 3 番	木村	寿	2 5 番	濱嶋	静
2 6 番	富澤	英三	2 7 番	林	敏夫
2 9 番	石井	一美	3 0 番	砂川	晴彦
3 1 番	坂卷	儀治			

1 5 名中 1 3 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3 番	遠藤	秀生	1 0 番	寺島	和彦
1 2 番	橋本	英介	1 5 番	染谷	茂
2 4 番	関根	勝敏	2 8 番	飯田	利明

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺嶋 浩

副主幹 原 田 圭 介

主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地等利用最適化推進施策に係る意見の策定について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その4）

議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第16回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中12名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思います、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

岡田英夫委員，村越等委員，よろしく願いいたします。

次に，日程2 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第4調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長，よろしく願いいたします。

坂巻洋行委員長 農地第4調査会は，去る11月1日，2日，令和4年度第8回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条2件，第5条5件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和4年7月に開催された第12回総会の議案第1号から2号の10件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地等利用最適化推進施策に係る意見の策定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

議案説明を酒巻農政副部長に求めます。

酒巻農政副部長，よろしく願いいたします。

酒巻農政副部長 これまで皆様に聞き取りをしていただいたヒアリング結果や農政部会で出た意見を取りまとめ，事務局が作成した意見書の最終稿の内容について審議を求めたいと思います。よろしく願いします。

議長 ご苦勞さまでした。

議案の説明がございました。

続きまして，事務局に補足説明を求めます。

事務局。

事務局 それでは，事務局から説明させていただきます。

お手元の柏市農地等利用最適化推進施策に係る意見（案）をご覧ください。

本案は農政部会において，各地域の農業者の方々にヒアリングをしていただいたものを取りまとめまして，市に対して意見書として提出するものでございます。

本日，皆様のお手元に配布させていただきました本書が農政部会で出た意見等をまとめた意見書の最終稿となりますので，本総会でご審議いただいた後，市長に提出をする形となりますので一度皆様に目を通していただき，ご確認くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案説明および補足説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

金子委員 金子です。

この中間管理機構は，機能しているのでしょうか。

私はあまり機能していないような感じがしているんですが，その辺

はどうなのでしょう。

議長 事務局。

事務局 中間管理機構に対するご意見等はいろいろあるということは承知しているところでございますが、国の方からも、この中間管理機構等を十分活用して集積集約等を進めてほしいという話もございますので、今回柏市を通じて委員の皆様からご意見のありました中間管理機構は機能しているのかということも含めまして、中間管理機構側には伝えていきたいと思っております。

議長 よろしいでしょうか。

金子委員 わかりました。よろしく申し上げます。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ

石井一美委員 石井です。

今現在、新規就農者というのは年間どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。私の地元地域でも80歳過ぎの方も耕作されている方がいらっしゃいますが、高齢化などにより、もうこれ以上管理できない方が結構いらっしゃるんですね。

私は現在、道の駅のほうに出荷させていただいているんですけども、やはり70歳過ぎの方が多くて、10年たったらもう本当に農地自体があり余ってくるような状態になると思っておりますが、新規就農者の方も継続的に続けることができない。また大規模農家の方をお願いするにしても限界があると思うんですよ。それを農業委員会として今後どう推進していこうとお考えになられているのかお聞きしたいと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局 最初にご質問のありました新規就農の申請件数等についてでございますが、年によって多少のばらつきはありますが、年間1、2件程度の3条の申請があると記憶しております。

また、その新規就農に対する促進の取組ということですが、このことに関しましては、すでにご存じのとおり農政課の里親制度や若手の就農希望者に対しては補助金制度等も用意されているようですので、今後これらも情報共有しながら、相談窓口として農業委員会と農政課と連携を図ってまいりたいと思います。また農業委員会としましては、現在も委員の皆様にご訪問等で遊休農地を持っていらっしゃる方のヒアリング等も実施していただいておりますが、自分が所有する遊休農地を新規就農の方に貸し出して耕作してほしいといったようなご意見もあるということですので、その辺りも農政課と連携しながら良い結果につながれたらと考えております。

石井一美委員 ここにも書いてありますけれども、新規就農者に対するPRは、もう少し強化したほうが良いと思います。

ただ、一方で新規で就農するということは、いろいろ大変でなかなかうまくいかないことも多いと思うので、就農後に途中で離脱しないように、PRだけでなく注意することや大変なところも十分説明して、きちんと大変なところも理解してもらったうえで、就農してもらったほうが良いと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 委員のおっしゃるとおり、新規就農希望者に対する間口を広くして、誰でも受け入れたものの、続かないというよりは、しっかりと入口の部分で審査をし、見極めたうえでその後のサポートを継続的にさせていただくといったところに主眼を置いているということもでございます。しかし、その一方であまりハードルが高すぎるイメージを持たれても逆効果となってしまいますので、そのあたりは慎重に若手就農者に対する補助や里親制度などをはじめ、様々なサポートを通じて、PRしていく必要があると考えております。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

ただいまの新規就農に関する質問に関連してですが，茨城県では新規就農者に対する補助が5年間から3年間に短縮されたと聞きましたが，柏市の場合はどうなっているのでしょうか。

坂巻洋行委員 補助金に関することは国の政策なので，柏市も同じ3年間だと思いますが。

成嶋委員 最近わたしのところでは新規就農者が出ていないので，以前は5年間だったものが，3年間になったと言っている方がいらしゃったので，こういった国などの方針が変更された場合には，農業委員として，そんなことも知らないのかと言われないように，行政サイドから説明していただきたいと思います。

議長 そのほかございませんか。

無いようですので，私から一言よろしいですか。私も親から引継いだ農業後継者ですが，私の後継者はおりません。今後皆様のご家族で息子さんや娘さんたちのなかで後継者となる方がいらしたら，そういう方たちの励みになるような組織を私たちが作っていただけたらいいかなということを付け加えさせていただきたいと思います。私も当時一人で後継者としてやっていた時期がありましたが，途中で農家の後継者の方々と交流できたことをきっかけに，自分も頑張ろうという励みになったということがありましたので一言付け加えさせていただきます。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号が可決されましたので、後日、会長、職務代理、農政部長、農政副部長で、市長あてに当該意見書を提出させていただきます。次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、柏市船戸に在住の譲受人が、家族内で贈与を受け、耕作を行うため、また、船戸在住の譲渡人は、高齢により農業経営を後継者に引き継ぐため、贈与による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●●の●●筆●、●●●m²で、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、柏市花野井に在住の譲受人が、隣地自己所有地と一体として耕作するため、また、花野井在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、贈与による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●●の●●●筆●●●㎡で、●●●、●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2 番を承認いたします。
議案第 2 号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1 番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1 番について、ご報告します。
調査会資料は、7 ページからになります。
本件は、売買を伴う車両置場用地への転用許可申請です。
申請地は、●●の●●筆、●●●㎡です。
甲種農地・第 1 種農地・第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。
譲受人は、柏市●●でレジャー施設を営む法人で、柏市●●の駐車場が手狭であることから、既存施設から近い申請地へ新たに駐車場を

整備する計画に至ったものです。

計画内容は、普通自動車24台収容可能な駐車場として利用します。場内は砕石敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、道路面以外の3方向をブロック2段積みで施工し周辺への土砂等の流出を防ぎます。

工事中は仮囲いをし、外部からの出入りがないようにします。

以上のおおりに、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

小川委員 小川です。

既存の施設の収容台数と、既存の駐車場からこの新しい申請地までの距離はどのくらいですか。

坂巻洋行委員 既存施設の収用台数は50台で、申請地までの距離は大体200mくらいです。

小川委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定を伴う、住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、●●●●●の●●筆、●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、母の面倒を見るため実家へ戻ってきたが、生活スペース等を確保するため、母親が居住する家の敷地内に分家住宅を建築する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地のほか、宅地部分を含めた敷地内に木造平屋建て1棟を予定しています。

被害防除対策として、用水は上水道から引込みを行い、汚水、雑排水は合併浄化槽経由で汚水U字溝へ放流し、雨水は浸透ます4基を設置し自然浸透とし、オーバーフロー分は汚水U字溝へ接続し放流するほか、周囲は既存のトタン塀基礎を利用し、塀のない場所はのり面にし、土砂等の流出を防止します。

工事期間中は、関係者立入り禁止とし、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。
はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

譲受人の方は、何人家族なんでしょうか。

坂巻洋行委員長 ●●さんが●人いらっしゃいます。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う、進入路への転用許可申請です。

申請地は、●●●の●●筆、合計●●㎡です。

500m以内に2つ以上の教育施設等が存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人が所有する農地への進入路がなく耕作に不便でしたが、地権者との交渉ができたため、進入路を整備する計画に至ったものです。

場内は碎石とし、農地との境界は仕切り板を設置し、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、農地以外の土地との境界は既設の境界ブロックにより土砂等の流出を防止する。

工事中は安全に留意し、有事の際は責任をもって対応に当たるとの

ことでした。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

譲受人の住所ですが、資料では長野県になっていますが、現在どちらにお住まいなのでしょうか。

坂巻洋行委員長 現在も長野県に住んでいます。

成嶋委員 耕作するのに不便だから進入路を確保するということが、耕作するのにわざわざ長野県からこの耕作地まで来られるのですか。

坂巻洋行委員長 今現在は、●●と●●がこの申請地の近くに住んでいるので、農地のお手伝いするという形で管理していくということでした。

成嶋委員 わかりました。

この方は、いずれこちらに来られるのですかね。

坂巻洋行委員長 今のところ、はっきりはわからないそうです。

事務局 事務局からお答えします。こちらの譲受人は現在長野県にお住まいですが、この方の●●が申請地の近くにお住まいになられておりまして、●●さんの手伝をしながら、この土地を管理するということとでございます。なお、●●に関する情報等につきましては、本申請の中では出てきておりません。

成嶋委員 ●●さんの年齢は●●歳から●●歳ぐらいだと思いますので、まだまだ畑の耕作はできるということですね。
わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この農地についてですが、18ページの地図でいうと、実際に耕作している農地はどの地番になるのでしょうか。

坂巻洋行委員長 ●●●番地です。

酒巻委員 これは仕切り板をやるような形になっているんですが、これで耕作地まで入っていけるのでしょうか。

事務局 事務局です。

申し訳ございません。一部資料の訂正をさせていただきます。

調査会資料の16ページに仕切版木材、高さ80cmという記載がありますが、この80cmを20cmに訂正していただきたいと思えます。

したがいまして、仕切板高さ20cm、高さ180cm、厚さ1cmとなります。

なお、用途は通作路になっておりますので、申請地部分は碎石敷きとして、農地に行く際の通路となりますので、この碎石が農地に流れ

出ないように、またげる高さの20cmの仕切板を設置する計画でございます。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定を伴う住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の●●筆、合計●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●の同居を機に、自宅の部屋数が不足するため、隣接地へ●●が分家して家を建てる計画に至ったものです。

計画内容は、申請地に専用住宅1棟、その他宅地部分に車庫1棟を予定しております。

被害防除対策として、用水は既設井戸を利用、雨水、排水は浸透枳を8基設置し区域内において浸透処理、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理した後、浄化槽排水処理システムにより処理します。

周囲はコンクリートブロック積みで囲い、土砂等の飛散等を防ぎます。

なお、工事中は市道に面した場所に警備員を配置し、通行者への安全確保と工事車両の誘導に努めます。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員 岡田です。

申請理由についてですが，譲受人は●●の同居を機にとありますが，譲受人は●●歳で●●の同居を機にとはどのようなことなのか説明してもらえないでしょうか。

坂巻洋行委員長 現在，●●は別の場所に住まわられていて，●●●●が実家に帰って来るので，同居中の●●が分家して新居を建てるという計画です。

岡田委員 そういうことですか。わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，4番を承認いたします。次の審議に入ります。

5番について，調査結果の報告を坂巻洋行委員長，お願いいたします。

す。

坂巻洋行委員長 5番について、報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場兼駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●●の●●筆、合計●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、東京都で不動産業を営んでおり、事業拡大及び柏・流山方面でも事業を行っていることから、建築資材および自社、社員用の車両置場が必要となり今回の計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砂利敷きとし、出入口部分はジャバラゲートを設け舗装します。保管する資材はリフォームに要する建材、資材で駐車場は3台分を予定しております。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし周囲は既存のブロックで囲まれており、土砂等の飛散等を防ぎます。

なお、工事中は安全管理を徹底し、騒音、振動等の防止対策を講じます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞様でした。

調査結果の報告がございました。

5番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

金子委員 金子です。

お聞きしたいんですけども、申請地の登記地目が山林で現況が畑ということですが、こういう場合も農地転用の許可は必要なのでしょうか。

議長 では、事務局お願いします。

事務局 登記地目、もしくは現況地目のいずれかが農地であった場合には農地法の適用となりますので転用の許可が必要になります。

議長 よろしいでしょうか。

金子委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

周囲は既存のブロックで囲まれているということですが、既にブロックが積んであるということですのでよろしいのでしょうか。

坂巻洋行委員長 はい。すでに申請地のまわりはブロックで囲ってあります。

酒巻委員 高さが30cmから100cmということは、土地に高低差があるということですか。

坂巻洋行委員長 いいえ。土地に高低差があるわけではなくて、隣地の状況により、ブロックの高さが違います。

酒巻委員 わかりました。

事務局 では、事務局から補足説明をさせていただきます。

調査会資料の26ページをご覧ください。こちらの土地利用計画図で右下の帯状に伸びている部分，ここは車両進入路ということで申請地の一部となりますが，この部分の隣地は駐車場になっておりまして，この部分のブロック塀の高さは約30cm程度です。

これに対して，申請地の左奥の方に碎石置場という記載がありますが，この辺りは隣地が宅地で，家が建っておりますので，この辺りのブロック塀の高さは約1m程度あるのではないかと思います。

したがって，隣地の環境状況によって既存のブロック塀の高さが異なるということをございます。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。

この申請地奥の●●●●番地は畑になっているのですか。

坂巻洋行委員長 畑だったと思いますが。

事務局 では，事務局からお答えします。●●●●番地につきましては，職員の現地調査で確認しておりますが，畑をやっておりました。

村越委員 この土地への進入路はあるんですか。

事務局 事務局です。この土地への進入路等につきましては，詳しく確認はしておりませんが，図面をご覧くださいますと●●●●番地の下側の方が，おそらく所有されている土地なのではないかと思われま

村越委員 今回の申請者の方とは直接関係ないということですか。

事務局 はい，今回の申請者の方とは関係ございません。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番を承認いたします。
案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその4を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、布施に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

議案の説明がございました。

その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、染井入新田に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は

●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の審議に入ります。

議案第4号その3につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番から第3番は、手賀に在住の農業者が●●の●●筆、●●●●の●●筆、●●●●の●●筆、合計面積●、●●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

議案の説明がございました。

その3について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

更新の賃借料が、1反当たり米60kgとありますが、更新前は何kgだったのでしょうか。

農政課 更新前は、お金で1反当たり●●、●●●●円でした。

成嶋委員 お金ですか。

農政課 はい。お金で貸借していました。

成嶋委員 わかりました。もう一点お聞きしますが、1反あたり米60kgとしている場合と米90kgとしている場合がありますが、その割合はどのくらいになっていますか。

農政課 90kgや60kgなど、賃借料に係る割合につきましては、具体的には把握しておりません。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その3を承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その4の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第4番は、花野井に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●●●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第5番は、布施に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●●●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第6番は、大井に在住の農業者が●●の●●筆、面積●●●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第7番は、泉に在住の農業者が●の●●筆、●●●●●の●●筆、合計面積●●●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設

定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その4について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、その4を承認いたします。

議案第4号その4を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局お願いします。

事務局 事務局で●●月●●日●曜日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は、柏市豊四季在住の農家の方で、農業経営の実態は●人で従事し、耕作面積は約●●●aです。

申請地は●●●の●●筆、●, ●●●. ●●m², 約●●aとなっております。

なお、申請人は当該申請地において主に●●を栽培しており、その他、●●●●, ●●を栽培しているとのことでした。

また、申請人は農協に●●を出荷しており、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

資料の2番の備考欄に、全体面積の農地のうち●, ●●●. ●●m²となっておりますが、残りの約●●●m²は、どうなっているのでしょうか。

事務局 こちらの●, ●●●. ●●m²につきましては、生産緑地に指定されておりますが、残りの面積分につきましては、畑として利用されてはおりますが、生産緑地としては指定されていないため、今回は除くということで申請人の方から聞いております。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について，調査結果の報告を事務局に求めます。
事務局，お願いいたします。

事務局 事務局で●●月●●日●曜日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は，柏市柏在住の農家の方で，農業経営の実態は●人で従事し，耕作面積は約●●●aです。

申請地は●●●の●●筆，●●●㎡，約●aとなっております。

なお，申請人は当該申請地において●●●●，●●●●，●●●●を栽培しており，今後，●●●●，●●●●●●，●●●●●を植える予定とのことです。

また申請人は農協に出荷しており，引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

2番について，何か質問はございませんか。

では皆さんから無いようでございますので，私の方から一点お聞きしますが，この方の農業経営の開始年月日が，令和●年●●月●日となっておりますが，これから農業をやるということによろしいのでしょうか。

事務局 それでは，事務局からご説明させていただきます。

今回の被相続人の方には●●がいらっしゃいまして，その方が一応農業従事者になります。この●●●●●●という方は，この農業従事者

の●●さんになりますが、これまでも一緒に農業はしていたということでありますが、本格的に携わっていかうとするのが、この日からということになっております。

議長 わかりました。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局、お願いいたします。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

1 2月5日月曜日、6日火曜日が調査会で、5日は午前9時から、6日は午後1時からで、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第1調査会です。

1 2月9日金曜日が総会で、午後2時から、別館第5会議室でございます。

これをもって、第16回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 2 5 分閉会)